

参考 2. 更新講習

1. 更新講習等の概要

平成 18 年度から平成 22 年度までに実施する更新講習会は(参考表 - 1)に示すように、昭和 55 年度から平成 17 年度までに取得した認定の最新(直近)の取得年度に応じて段階的に対象者を絞り実施していきます。

(参考表 - 1) 更新講習会の実施時期と継続教育・必要単位数

最新の認定年度	更新講習の実施時期	必要単位数
昭和 55 年度～平成 3 年度	平成 18 年度 (認定更新終了)	継続教育 1 単位
平成 4 年度～平成 8 年度	平成 19 年度 (認定更新終了)	継続教育 2 単位
平成 9 年度～平成 11 年度	平成 20 年度	継続教育 3 単位
平成 12 年度～平成 13 年度	平成 21 年度	継続教育 4 単位
平成 14 年度～平成 17 年度	平成 22 年度	継続教育 5 単位

1 単位は 1 時間以上

2. 更新講習と継続教育の義務付け

2 - 1 更新講習

(1) 概要

既認定者の更新は、平成 18 年度から平成 22 年度までの間に段階的に実施しています。
更新講習時には、継続教育が必須条件となります。本年受講対象の方は、継続教育 4 単位が必要です。なお、継続教育未了の場合は、認定失効となりますので注意して下さい。
更新講習を受講されない方は、自動的に認定が失効となります。

2 - 2 継続教育について

(1) 概要

継続教育として更新申請までの間で 1 単位/年の取得が必要です。
継続教育は、1 時間程度/年の講習(一般倫理、技術者倫理等)を実施してください。
継続教育の履歴は所属の会社で管理して下さい。

(2) 継続教育の義務付け

継続教育として 1 単位/年を取得しておく必要があり、取得単位数未了の方は、更新講習を受講できません。

必要取得単位数を(参考表 - 1)認定更新講習会の実施時期と継続教育・必要単位数に示す必要単位数とします。

(3) 継続教育の内容

継続教育は(参考表-2)に示す内容の講習会あるいは自社研修(年度計画に基づく社内教育に限定)が対象となります。

継続教育に必要な倫理教育は、一般倫理、技術者倫理を必要期間内でバランスよく履行してください。

なお、単位の集中取得は認められません。あくまでも(参考表-2)に示すように1年間に1単位の取得となります。

また、ここでいう1年間とは、10月から翌年9月までの期間であり、通常年(1月から12月)年度(4月から翌年3月)ではないので注意して下さい。(例えば、継続教育の4回目を平成20年12月に、5回目を平成21年7月にを受けたとしても2回にはなりません)

(参考表-2) 対象とする継続教育の内容

継続教育の内容		単位 ²	必要単位 ^{1,2}
講習会	第三者機関が開催する <u>一般倫理、技術者倫理に関する講習会への参加</u>	1単位/1講義 (1時間程度)	5年間で5単位
自社研修	社内教育(一般倫理、技術者倫理)		

(4) 継続教育の受講

継続教育は、第三者機関が開催する講習会への参加、あるいは自社内研修により受講してください。

技術者倫理等の講習会は 技術士会 土木学会 当調査会等様々な機関で開催されています。

自社研修の場合、継続教育を社内教育の一環として位置付け、年度計画的に取り組んでいただくことをお願い致します。したがって、独自で書物等により学習したもの、あるいは、講師がなく勉強会的に少人数で実施したものは認められません。自社研修の場合は、外部講師(倫理教育に携わる大学教授、弁護士、元会計検査員・公正取引委員の方等)を依頼して開催するか、または、各社の管理職クラスの方等、社員教育について責任のある立場の方が、1時間程度以上の講義をされた場合に限りです。

なお、初級講習会、中級講習会、上級講習会及び認定更新講習会等で実施する「技術者倫理」に関する講義は、継続教育の単位対象となりませんのでご注意下さい。



(5) 継続教育の記録

継続教育の記録は、様式-Aに示すように管理員毎に継続教育の履行確認ができる様式の記録簿に整理しておいて下さい。

なお、学会等の指定様式・登録証明書等(以下 学会様式)で継続教育の管理をしてもかまいません。履行確認ができれば様式は自由としますが、第三者機関の講習会等による場合は開催者、自社研修の場合は公印等の証明印は必ず必要となります。

【様式 - A】

継続教育記録簿（例）

氏名		会社名			認定格		技師C		認定日又は更新日		平成 13 年 4 月 1 日		有効期限		平成 22 年 3 月 31 日	
教育内容			年月日		実時間 (H)		証明印		単位		備考					
1		自社内での技術者倫理教育 ・題名：現場における技術者倫理 ・講師： 事業部長、 弁護士 ・テキスト：現場における技術者倫理 ・受講者数：15 名			H17.12.10		1		公印 私印は不可		1		自社研修			
2		協会主催 技術者倫理			H18.11.12		1.5		学会の 指定様式 で管理		1		講習会			
3		財)高速道路技術センター主催 保全安全管理講習会(冬期) 「企業倫理について」 ・講師： 大学 部 教授 於：TFTホール HALL1000			H20.1.17		1		確認 		1		講習会			
4		財)高速道路技術センター主催 倫理に関する講習会 「技術者倫理」(ビデオ) ・講師： 大学 部 教授 於： ビル ホール			H21.5.20		1.5		確認 		1		講習会			
5																

上記記録簿以外の学会等の指定様式で整理してもかまいません。

区分	H17年度			H18年度			H19年度			H20年度			H21年度			H22年度		
	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3
既修了者 1 (昭和55年度～平成17年度)																		
昭和55年度～平成3年度 認定取得者 (認定更新終了)	継続教育	← 継続教育 (1単位) →																
	認定更新	4月 仮申請 9月末 本申請 12～1月認定更新講習会 2月修了確認通知																
	有効期限	認定有効期限(5年間)																
平成4年度～平成8年度 認定取得者	継続教育	← 継続教育 (2単位) →																
	認定更新	4月 仮申請 9月末 本申請 12～1月認定更新講習会 2月修了確認通知																
	有効期限	認定有効期限(5年間)																
平成9年度～平成11年度 認定取得者	継続教育	← 継続教育 (3単位) →																
	認定更新	4月 仮申請 9月末 本申請 12～1月認定更新講習会 2月修了確認通知																
	有効期限	認定有効期限(5年間)																
平成12年度～平成13年度 認定取得者	継続教育	← 継続教育 (4単位) →																
	認定更新	10月初 申請 12～2月認定更新講習会 3月修了確認通知																
	有効期限	認定有効期限(5年間)																
平成14年度～平成17年度 認定取得者	継続教育	← 継続教育 (5単位) →																
	認定更新	4月 仮申請 9月末 本申請																
	有効期限	認定有効期限(5年間)																

《以降 継続教育 (5単位) 認定有効期限 (5年間) のパターンを繰り返し》